

第 7 章

エクアドルの石油産業 —資源ナショナリズムと対外開放のはざまで—

新木秀和

要約：

エクアドルの石油産業は 1970 年代の石油ブームを契機に基幹産業に成長し、小規模産油国ながら国内的比重は大きい。それ以降、石油政策は資源ナショナリズムによる国家管理と、民間活力重視の対外開放の間を揺れてきた。アマゾンの産油地域では、地域住民との社会環境問題も抱える。コレア現政権は OPEC 復帰を果たし、資源ナショナリズム志向から石油会社との契約関係を見直すなど、新しい政策を模索しつつある。

キーワード：石油産業、エクアドル

はじめに

エクアドルの石油産業は 1970 年に大きく成長し、石油ブームを迎えた。2 度にわたる国際石油価格の上昇に、1972 年からの同国の石油輸出開始が期的に一致したことによる。それを牽引したロドリゲス・ララ (Guillermo Rodríguez Lara) 軍事政権は資源ナショナリズムを強く志向したが、1970 年代後半の別の軍政ではその傾向は弱まった。

民政移管後の 1980 年から 1990 年代には、ボルハ (Rodrigo Borja) 政権期のように民族主義色が強まる時期もあったが、その後のドゥラン (Sixto Durán

Ballén) 政権以降は新自由主義の影響を受けて外国石油会社の誘致を奨励し、鉱区開発では国際石油入札を継続するなど、外資操業に対する条件を緩和していく対外開放路線が強まった。

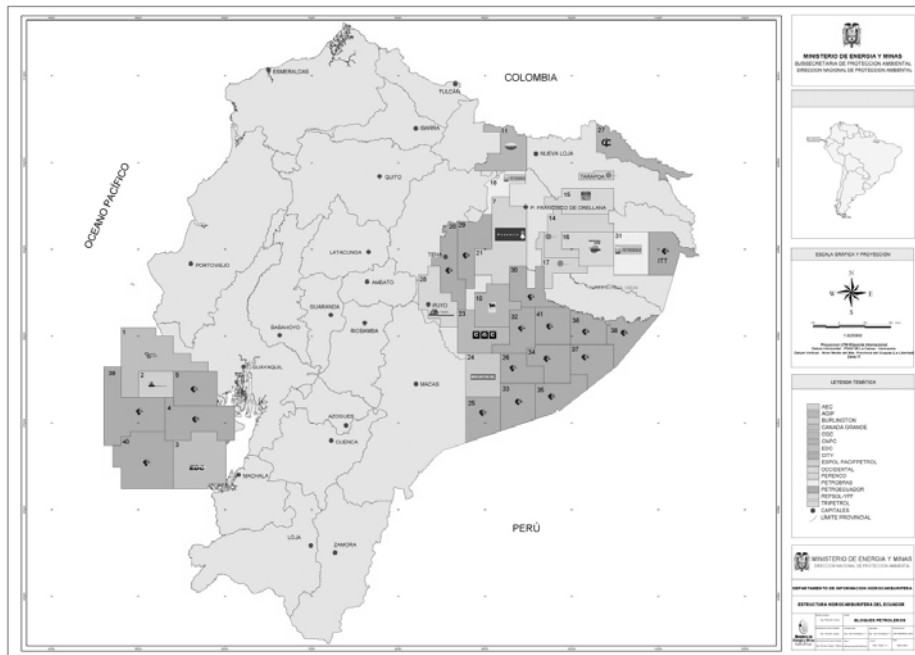
これに対し 2005 年以降は、チャベス政権などラテンアメリカ諸国の動向とも相まって、エクアドル政府は資源ナショナリズムを再び強め、米系オキシデンタル(Oxy)との契約破棄問題に代表されるように、外国石油会社との関係に対立や緊張が見られることも少なくなかった。とくに、2007 年 1 月のコレア(Rafael Correa)政権成立でその傾向が顕著となっており、エクアドルの石油産業は転換期を迎えつつある。コレア政権はエクアドルの OPEC 再加盟を果たし、外国石油会社との契約関係を見直すなど、資源ナショナリズムを強く打出した政策を実施しており、動向が注目されている。

1. エクアドルの石油産業の基礎情報

(1) 産油地域と製油施設

主要な油田のほとんどは東部アマゾン低地、とくにコロンビアやペルーとの国境からさほど遠くない熱帯雨林地帯に位置する。エクアドル国内ではオリエンテ(Oriente、東部の意)と呼ばれる地域である。ラゴアグリオ(Lago Agrio 現ヌエバロハ Nueva Loja)やシュシュフィンディ(Shushufindi)、サチャ(Sacha)、アウカ(Auca)などの主要な成熟油田のほか、生産量が少ない小規模油田(マージナル油田ともいう)がある。パイプラインの輸送能力不足、政府の投資資金や技術力の不足、社会環境問題への配慮などの制約条件もあって、開発が進んでいない油田も存在する。その他、初期開発の場所として、太平洋沿岸のサンタエレナ(Santa Elena)半島やグアヤス(Guayas)湾沖合にも小規模な油田がある。産油地域および石油鉱区についての詳細は図 1、および後述する外国石油会社の事業状況一覧を参照のこと。

図1 石油開発鉱区



(出所) Ministerio de Minas y Petróleo

(<http://www.minasypetroleos.gov.ec/> 2008年2月27日閲覧)より。

国内には主として次のような製油所が操業している。

アマゾン地域：ラゴ・アグリオ製油所、シュシュフィンディ製油所

太平洋沿岸：エスメラルダス (Esmeraldas) 製油所、ラ・リベルター (La Libertad) 製油所

このうち国内最大の施設は、エスメラルダス市にあるエスメラルダス製油所である。千代田化工と住友商事が工事を請負い、日本輸出入銀行が融資して1977年に完成した。製油能力は日量11万バレルで国内全体の約半分を占める。後述するように、エクアドルが一部を輸入に頼るガソリン消費をすべて国産でまかなうためには、同製油所をはじめとする製油所の能力拡充が求められており、その一環で2008年2月現在、ベネズエラとの戦略協定により

国営ベネズエラ石油(PDVSA)の協力でマナビ(Manabí)県に新しい製油所を設立する計画が動き始めている。

(2) 輸送パイプライン

主要なパイプラインと補助的パイプラインが操業する。従来、埋蔵量に比して石油生産の制約条件となってきたのがトランスエクアドル・パイプライン（以下①）の輸送容量の問題だが、重質油パイプライン（以下③）の建設は新しい可能性を広げたと評価されている。他方で、流出原油による環境汚染や、新パイプライン建設に伴う環境破壊には批判も出され、内外からの視線は交錯している面がある。

① トランスエクアドル・パイプライン（SOTE）：

アマゾン地域のラゴアグリオ油田から太平洋岸のバラオ港（エスメラルダス市）に至る全長 503 キロを、アンデス越え（最高所 4053 メートル）で結ぶ支脈。輸送能力は日量 40 万バレル。輸送管の直径 55 センチメートル。

② トランスアンデス・パイプライン（OTA）：

コロンビア領南部を通過するが、ペトロエクアドルが所有。ラゴアグリオ油田からコロンビアのオリートおよびトゥマコ港までの全長 26 キロ。輸送能力は日量 4 万 5000-6 万バレル。原油は同港から海上輸送で、エクアドル海岸部サンタエレナ半島のラ・リベルター製油所へと運搬される。

③ 重質油パイプライン（OCP）：

ラゴアグリオ油田からバラオ(Balao)港までの全長 503 キロで、SOTE と並行して重油を運搬する。輸送能力は日量 45 万バレル。外国石油会社の連合により 2003 年に建設され、運営されてきた。

④ ポリドクト（多目的輸送管）

上記 3 つの主要パイプラインのほかに、ポリドクトと総称される補助的なパイプライン網が多数敷設されている。

(3) 油種

油種はAPI 度 20 前後から 30 前後と、比較的重質であることを特徴とする。アマゾン地域の油田を例にあげれば、シュシュフィンディ油田が API30、サチャ油田とアウカ油田が同 28 である。

前述のパイプラインに関連づけると、トランスエクアドル・パイプラインにより輸送される原油の API は 25 であり、重質油パイプラインにより輸送される原油の API は 18-20 である。後者のパイプラインが新設されるまでは、中質油 (API は約 30) と重質油がブレンドされてから輸送されていた。実際、前者の場合は、生産拠点のラゴアグリオにおいて、シュシュフィンディやサチャ等で生産される原油と、他の重質油 (API は 15-20) とがブレンドされて、エスメラルダスまで運ばれていたが、その後は、別々のラインで運搬されるようになっている。

国際市場におけるエクアドル産の主要原油 (ナポおよびオリエンテの 2 種) の油種については次のようなデータがある。

表1 エクアドル産原油の油種

原油名	API度	硫黄分	生産量(1,000b/d)
ナポ	19.0	2.0	158
オリエンテ	23.8	1.4	331

(出所)Energy Intelligence Group [2007] The Crude Oils and Their Key Characteristics.

(4) 生産と消費

原油生産量は図 2 および表 2 に示される。図 2 で長期的推移を見ると、1972 年に開始した生産は、一時期 (震災によるパイプライン破損で大幅減産を記録した 1987 年) を除いておおむね増加傾向で推移してきた。1980 年代半ばに日産 25 万バレル台を越えて 1990 年代は日産 38 万バレル前後を維持したが、前述のように重質油パイプラインが操業開始した 2003 年以降は大幅に増加し 52~53 万バレル台になった。

担い手としては 1978 年から民間石油会社 (ほとんどが外国石油会社であり

民間だけでなく各国の国営企業を含む)が生産を開始し、1990年代末までは国営石油公社であるペトロエクアドルが主導してきたものの、2003年には両者のシェアが逆転して民間が国営を上回る状況になっている。これは、1994年にピークに達した国営の生産が年々減少してくる一方で、民間が1990年代を通じて徐々に生産を増やし、2004年には日産30万バレル台に達したためである。背景には、ペトロエクアドル自体の減産傾向と、鉱区開放や共同開発で積極的な外資導入を図ってきたエクアドル政府の石油政策があった。

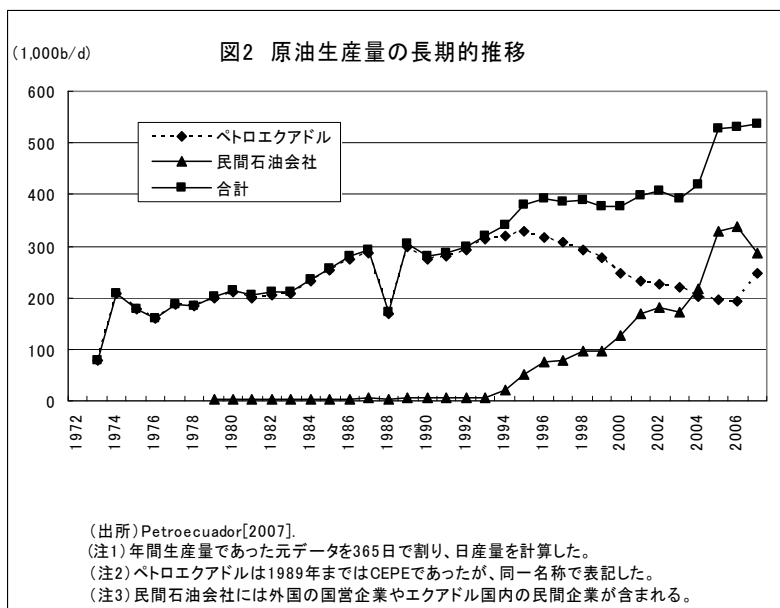


表2は、民間石油会社の内訳を示した近年の企業別生産状況である。2007年にペトロエクアドル(表2に示されるように厳密に言えば、生産を担当する子会社のペトロプロダクション)のシェアは51%と過半数を回復したが、これは前年にオキシデンタル(米系)が撤退した影響が強い。国営に次ぐ生産者としてはオキシデンタルのほか、レブソル YFP (Repsol YFP、スペイン系)、アンデス・ペトロレウム (Andes Petroleum、中国国営)、ペレンコ (Perenco、仏系)、ペトロブラス (Petrobras、ブラジル国営)、アジップ・オイル (Agip Oil、

イタリア国営)などがある。単独で10%以上のシェアを占める企業は少ない。

表2 企業別原油生産量 (単位:1000バレル、%)

企業名	2003	2004	2005	2006	2007	2007年 内訳(%)
ペトロプロダクション	74,198	71,808	70,971	90,438	94,334	51
レブソルYFP	11,423	18,117	18,710	21,091	20,669	11
アンデス・ペトロレウム(旧AEC)	15,917	21,553	19,873	17,078	16,601	9
ベレンコ	4,399	9,093	8,078	11,448	11,044	6
ペトロプラス(旧EcuadorTLC)	3,812	6,498	9,409	12,406	10,878	6
イタリア石油公社(Agip Oil)	11,099	11,411	10,510	8,329	9,322	6
チリ石油公社(Sipetrol)	2,270	4,061	6,969	6,375	6,136	3
シティ・オリエンテ	343	828	1,435	1,494	1,202	1
パシフィックペトルル	542	678	749	797	602	
オクシデンタル	19,304	38,214	36,456	13,605	0	
ペトロオリエンタル(旧エンカナ)	1,889	2,466	3,136	4,459	5,823	3
CNPC(旧ルンバキオイル)	6	0	0	0	0	
カナダ・グランデ	44	44	54	49	39	
小規模油田	7,529	6,995	7,134	7,349	7,135	4
合計	153,202	192,248	194,027	195,523	####	100

(出所)図2と同じ。

(注1)2007年の数値は、筆者がペトロエクアドルから直接入手した暫定値。

(注2)内訳は四捨五入したため、合計は100%にならない。

石油製品の生産と国内消費の動向は表3および表4に見るとおりである。両者を比較すると、2005年以降は石油製品の生産量が国内消費量(販売量)を満たしていないことがわかる。不足する量は輸入によってまかなわれてきた。2007年の暫定値で見ると、石油製品の年間生産量は6514万バレルだが、年間国内消費量は6671万バレルであり、150万バレル以上の不足が生じている。

表3 石油製品の生産 (単位:1000バレル)

年	2003	2004	2005	2006	2007
生産量	55,817	59,678	61,620	62,855	65,139

(出所)図2と同じ。

(注)2007年の数値は暫定値。

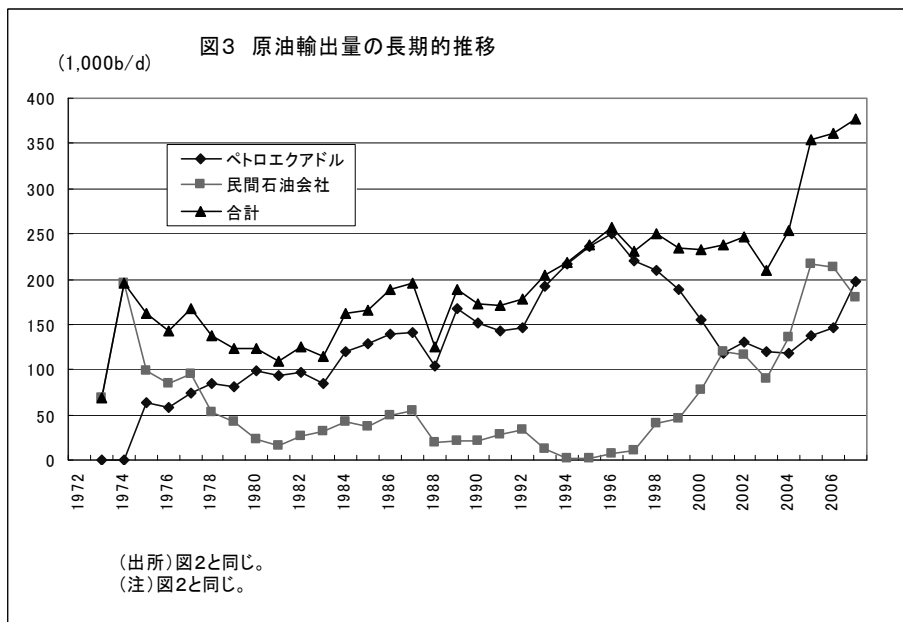
表4 国内消費（石油製品の国内販売）（単位：1000バレル）

年	2003	2004	2005	2006	2007
国内消費	53,327	56,742	61,933	65,767	66,709

（出所）図2と同じ。

（5）輸出と主な市場

原油輸出量の長期的推移は図3のとおりである。これを見ると、1974年に輸出を開始した国営石油会社が、外国石油会社（ガルフおよびテキサコ）とのコンソーシアムを通じて1970年代後半から1980年代にかけて輸出量を増大した結果、1980年代後半から1990年代には原油輸出の大半を担うほどにシェアを拡大してきたことがわかる。2003年以降は重質油パイプラインの操業開始で輸出量が上限を突き抜けて10万バレル台を突破して13万バレルを超過している。しかし2000年代においては、総体としての民間石油会社による輸出量が徐々にペトロエクアドルによるそれを凌駕するに至った。そして、2006年には再びペトロエクアドルが過半数のシェアを回復している。



2007 年の輸出量 12 万 4099 バレルの内訳は、ペトロエクアドルによる輸出が 5 万 3670 バレル、ベネズエラとの協定に基づく輸出 1 万 2937 バレル、民間石油会社による輸出 5 万 7491 万バレルであった。

また、少量ながら石油製品の輸出もある。と同時に、必要な石油製品を輸入せざるをえないという現実直面しており、産油国ながら製油能力の拡大が課題になっている(後述)。

他方、表 5 に原油の主な輸出先を示した。年によって変動するものの、米国が 4 割以上から 7 割を越える圧倒的なシェアを占め、同市場への依存度が大きい。エクアドル産原油の市場価格が WTI(ウエスト・テキサス・インターミディエート)を基準にしている由である。次いで中米諸国(国別のデータが入手できない年が多い)ないしペルーなどの近隣諸国・地域が位置しており、いずれも太平洋沿岸が輸出先の中心にあり、同様の傾向は韓国や日本への輸出実績にも示される。安価なコストで原油を調達することを目的に、2003 年と 2005 年に相次いで進出した中国国営石油会社は、2006 年から中国への輸出を活発化させており、2007 年の実績にはその傾向が表れてくるものと思われる。なお、対日輸出としては 2001 年、2002 年、2006 年とスポット輸出が記録されているが、シェアは 1%程度とどまる。

表5 主な原油輸出先(各年の上位6か国・地域の内訳)

年	2003	%	2004	%	2005	%	2006	%
1位	米国	61.38	米国	41.92	米国	65.62	米国	72.46
2位	ペルー	21.04	中米	26.89	中米	14.41	ペルー	11.83
3位	中米	11.94	ペルー	12.51	ペルー	13.24	チリ	6.25
4位	カリブ	4.56	韓国	11.85	チリ	3.31	中米	6.06
5位	韓国	0.67	カリブ	2.73	カリブ	1.51	中国	2.09
6位	コロンビア	0.41	ブラジル	1.23	ブラジル	1.31	日本	1.07

(出所)Ministerio de Energía y Minas, *Estadística hidrocarburífera* 各年版.

(注)ペトロエクアドルによる直輸出量とロイヤルティ輸出量を合算。

2. エクアドルの石油産業の法的枠組み

(1) エクアドル共和国憲法での規定

現行の 1998 年憲法では、石油を含む再生不可能な天然資源の管理は国家に帰することが定められている。同時に、国家の多文化・多民族性の規定が導入され、同憲法の第 84 条第 5 項では、地下資源の探査と開発には当該地域に居住する先住民族に相談して承諾を得ることが義務づけられている。この規定が先住民族の集団的権利として有効であることを根拠の 1 つとして、後述するように、近年ではアマゾン地域等のいくつかの先住民族や地域住民が、社会環境面での諸問題をめぐってエクアドル政府や外国石油会社と訴訟や社会紛争を抱えるようになってきた面がある。

2007 年 11 月に設置された制憲議会（任期半年）では 1998 年憲法の改正が審議されており、その内容は石油部門関連にも及ぶものとみられている。また報道によれば、同議会では 2008 年 2 月末現在、石油価格上昇による余剰収入（予算作成時における石油価格の予想を上回った分の石油収入）を有効活用することを目的とした「石油資源の公的使用の回復のための基本法」という名称の石油関連法の制定についても審議されている。

(2) 石油産業に関する法令

歴史的にみると、次のような石油産業の関連法が発布されてきた。

1921 年、炭化水素鉱床法（Ley sobre Yacimientos o Depósitos de Hidrocarburos）

1937 年、石油法（Ley de Petróleo）

当時はこれらの石油関連法により、外国石油会社にコンセッション（石油利権）が与えられていた。

1971 年、炭化水素法（Ley de Hidrocarburos）

石油開発をコンセッション方式から契約方式に変更した。当時、同法の発効は 30 年後という経過措置があったため、即時発効は予定されていなかった

が、その直後の 1972 年に成立した軍事政権は、資源ナショナリズムを前面に打出して、前年の炭化水素法を発効させた。これにより、石油契約方式が導入されることになった。それ以降、炭化水素法は、何度も一部改定されながら、石油産業に関わる国の基本法となって現在に至る。また、細部は同法の細則によって定められている。

(3) 炭化水素法の規定

炭化水素法（最近では 2006 年 4 月に一部改定）における主な規定を取りまとめれば、次のとおりである。

石油資源の国家管理を明記し、関連省庁とペトロエクアドルを業務主体と位置づけている。開発等に伴う環境への配慮にも言及している。

炭化水素法第 2 条において、石油の探鉱・開発におけるエクアドル政府と民間企業との契約として主に 3 つの形態を規定している。すなわち、参加契約（contrato de participación）、提携（共同出資）契約（contrato de asociación）、およびサービス（供与）契約（contrato de prestación de servicios）である。これらの具体的内容は同法第 4 章「契約形態（Formas contractuales）」の第 13 条-第 32 条に規定される。

このうち現在主流となっている参加契約では、事業受託者が探鉱・開発の投資リスクや経費を自己負担し、生産開始後に契約で定める参加権益比率の生産物を得ることができ、その処分権を持つ。この参加契約とは、いわゆる PS 契約（生産物分与契約）と同じ内容を指す。これに対しサービス（供与）契約では、基本的に生産物は国に属し、国が権益比率に応じてサービス供与者に対し投資・経費・サービス料金を支払う。サービス供与者が生産物を購入することもできる。他方、1990 年代前半までの主流であった提携契約では、国と出資者の共同出資による合弁会社を通じた投資を規定する。

1980 年代には国際鉱区入札が繰り返され、オクシデンタルとの事業契約のようにサービス（供与）契約がいくつも交わされてきたが、1999 年以降は行われなくなり、現在残っているのはアジップ・オイルとの契約（鉱区 10）1 件

のみである。これに代わって、1990年代から現在までは参加契約が主流である。

ロイヤルティについては同法第49条で、原油総生産の3分の2を下回らない量ないし額を、民間企業からエクアドル国家が毎月受け取ることを規定している。そして、ロイヤルティとしての原油が引き渡された後で、原油収入に対して、労働参加税（15%、一般に労働者分担金と呼ばれる）および所得税（25%）が課税される。その結果、収入に対する税率は次のように計算され、純利益は63.75%になる。

A	利益	100%	
B	労働参加税	15%	(Aの15%)
C	所得税基礎	85%	(A-B)
D	所得税	21.25%	(Cの25%)
E	総税率	36.25%	(B+D)
F	純利益率	63.75%	(A-E)

(4) ペトロエクアドル特別法

国営石油会社について定めた法律として「ペトロエクアドルおよび関連子会社特別法」（通称、ペトロエクアドル特別法）がある。機構改革に際しボルハ政権下の1989年9月に制定（2004年4月の改定で最終更新）された。

3. エクアドルの石油産業の発展

石油開発の進展状況は次のように区分すると理解しやすいであろう。本格的な石油開発と輸出が始まったのは1960年代後半から70年代初頭であり、石油ブームに重なった1972-76年間の軍事政権は資源ナショナリズムを強力に打出した。その後は1980年代半ばからとくに1990年代を通じて対外開放路線への転換が見られたものの、2000年代に入ると再び資源ナショナリズムが顕著となって、現在のコレア政権につながっている。

(1) 石油の発見と初期開発

1919 年、ロンドンでアングロ・エクアドル石油会社設立。

1923 年、アングロ・エクアドル石油会社が、太平洋岸のサンタエレナ半島にあるアンコン(Ancón) 油井で原油採掘を開始。

1926 年、アングロ・エクアドル石油会社がサンタエレナ半島にアングロ製油所を建設。

1920 年代-1940 年代、国際石油会社の子会社が相次いで、コンセッションを獲得してアマゾン地域での石油開発を進めるが、成果は少なかった。

1933 年、公共事業省内に鉱山石油局を設置。

1955 年、アングロ・エクアドル石油会社による原油生産が日産 1 万バレルを超える。

(2) テキサコ＝ガルフによる本格的な石油開発

1964 年、テキサコ＝ガルフ・コンソーシアムがアマゾン地域の石油開発コンセッションを獲得。

1967 年、テキサコ＝ガルフ・コンソーシアムがアマゾン地域のラゴアグリオ油井で日産 2640 バレルの原油(API29)を採掘(エクアドルにおける本格的な石油発見とされる)。

1968 年、シュシュフィンディ油田で原油を採掘。

1969 年、石油問題を扱う天然資源省を設置(前述の鉱山石油局を管轄)。

1970 年、鉱山石油局を炭化水素局に改称。

1970-72 年、東部アンデス低地(バラオ)から太平洋岸(エスメラルダス)までアンデス山脈越えで原油を輸送するトランスエクアドル・パイプラインを建設。

1971 年、炭化水素法の公布。

(3) 石油輸出ブームと軍事政権による資源ナショナリズム

1972 年、アマゾン産原油の輸出開始(エクアドルにおける原油輸出の始点と

される)

ロドリゲス・ララ軍事政権の成立。

炭化水素法の発効。

CEPE（エクアドル石油公社）の設立。

1973 年、エクアドルが OPEC 加盟。

1974 年、CEPE がテキサコ＝ガルフ・コンソーシアムの株式を 25%購入し、
CEPE＝テキサコ＝ガルフ・コンソーシアムが成立。

OPEC 第 40 回総会をキトで開催。

1975 年、OLADE（ラテンアメリカ・エネルギー機構）の本部をキトに設置。

(4) 石油部門の再編、対外開放路線の強化

1977 年、ガルフの撤退で、CEPE＝テキサコ・コンソーシアムが成立。CEPE
の株式比率は 62.5%へ。

エスメラルダス製油所の建設。

1982 年、炭化水素法の改定。石油開発にサービスコントラクト方式を導入。

1985 年-2004 年、第 1 次から第 9 次にわたり石油開発に関する国際石油入札
を実施。

1987 年、震災によりパイプラインが破損し、半年間、原油輸出を中断。

1989 年、CEPE の機構改革で、ペトロエクアドルへ移行。4 つの子会社（ペト
ロプロダクション、ペトロインダストリアル、ペトロコメルシ
アル、およびペトロアマソナス）を設立。

1989-90、パイプラインと油田の操業権がテキサコからペトロエクアドルへ移
管。

1992 年末、ドゥラン政権下のエクアドルが OPEC から脱退。

1993 年、アマゾン住民がテキサコ(現シェブロン・テキサコ)に対する社会環
境破壊問題をニューヨークの法廷に提訴。

1995 年、提携契約が参加契約に変更され、この契約が現在操業する大部分の
外国企業の状況につながる。同時に、外国企業と国家の利潤分配率

が順に 81.5～87.5%、12.5～18.5%に定められた。

1997-98 年、この頃から、鉱区 23 をめぐるサラヤク (Sarayacu) 共同体と石油会社 CGC の対立が表面化。

1999 年、エスメラルダス製油所の操業問題により国内でガソリン供給が不足。FEP (石油安定化基金) を創設。

2000 年、石油の余剰収入を債権購入に充当するための基金として FEIREP (安定化、投資、および公的債務削減基金) を創設。同基金の 70% が対外債務返済と債権買戻しに充てられるようになった。

2002 年、シェブロン・テキサコ訴訟がエクアドル国内の法廷に移行。

2003 年、外国石油会社のコンソーシアムが重質油パイプライン (OCP) を建設。

(5) 資源ナショナリズム傾向の強化

2005 年、コレア経済相 (現大統領) の発議で、FEIREP を廃止して CEREPS (生産社会活性化特別勘定) を創設。石油余剰収入の活用先を対外債務支払いから社会投資 (教育・生産活性化など) に変更するという方針の表れである。

2005 年 8 月、オレリャナ (Orellana)、スクンビオス (Sucumbíos) 両県で油田地域住民が抗議行動を展開。

2005 年 10 月、中国の国営ジョイントベンチャー (CNPC と Sinopec) であるアandes・ペトロレウムが、エンカナ (ENCANA、カナダ系) が保有する 5 つの鉱区およびパイプライン資産を買収。

2006 年 4 月、パラシオ (Alfredo Palacio) 政権は炭化水素法を改定し、石油価格が契約時に設定された価格 (17 ドル/バレル) を上回り利益 (超過収入) が生じた場合、従来はなかった政府の取り分を新設して 50% とすることを決定した (政府と石油会社の分配比率は 5 対 5)。契約条件の変更が投資環境を悪化させると石油会社は批判。

2006 年 5 月、パラシオ政権は、資産譲渡の際の手続きの不備を理由に、オクシデンタルに対し権益失効を言い渡し、同社が操業していた鉱区 15

の契約を破棄して、同社の資産を接収した(同鉱区はペトロエクアドルの管理下に移行し、後にオクシデンタルはエクアドルを撤退)。同政権はまた、ペトロエクアドルと PDVSA の間でベネズエラにおけるエクアドル産原油の精製処理に関する覚書を調印。

2006 年 10 月、鉱区 15 から得られる収益を蓄える基金として FEISEH(エネルギー炭化水素部門投資基金)を創設。

(6) コレア政権の石油政策

2007 年 1 月に成立したコレア政権は、資源ナショナリズムをより強く打出した自立路線を模索し始めており、かかる傾向は次の点に明らかであろう。

① OPEC 再加盟

2007 年 11 月の第 3 回 OPEC 首脳会議において、エクアドルの OPEC 復帰が実現した。チャベス政権からの支持が大きな要因になったというが、この背景には両国関係の緊密化も強く働いたとみられる。

② ベネズエラとの関係緊密化

近年、チャベス政権下のベネズエラとは戦略協定に基づく協力関係が進展している。コレア政権発足時の 2007 年 1 月に両国は、ベネズエラにおけるエクアドル産原油の精製処理、エクアドルに対する石油製品の供給、エスメラルダス製油所改修への協力について合意した。次いで 2007 年 4 月にはペトロエクアドルと PDVSA の間で、ITT 油田開発関連やサチャ油田増産のプロジェクト実施に関する覚書を締結し、また、マナビ(Manabí)県マンタ(Manta)に製油所(製油能力：日量 30 万バレル)を建設することでも合意している。

③ ITT 鉱区の石油開発問題

2007 年 10 月コレア政権は、ITT 鉱区では石油開発は行なわないことに決定したと発表した。このために、先住民族の保護を目的とする予防的措置をと

り、ヤスニ(Yasuni)国立公園の75万8051ヘクタールを不可侵地帯にした。その結果、外国石油企業の操業鉱区のうち3か所(国営ペトロオリエンタルによる鉱区17、ブラジル国営ペトロbrasによる鉱区31、スペイン・アルゼンチン系レプソルYPFによる鉱区16)が面積減少を余儀なくされることになり、これには国家が賠償する用意があるとしている。ただ同時に、開発中止による損失額の半分ほどを補填するためにも、基金を設置して国際社会からの融資を募りたいとの表明も行った。そして、十分な補償が得られない場合は、2008年半ばにも開発権の国際入札プロセスを開始する考えがあるとして、開発推進の可能性を否定してはいない。

ITT 鉱区とはイシュピング・タンボコチャ・ティプティニ鉱区(Ishupingo-Tambococha-Tiputini、面積19万ヘクタール)の略称だが、アマゾン地域にあるこの鉱区には確認埋蔵量9億4600万バレルの原油(APIは12-15度の重質)が確認されているものの、その大部分がヤスニ国立公園(先住民族の生活領域を含み、かつ世界的に貴重な生態系と生物相を有するエクアドル最大の公園)の内部に存在することから、環境保全か開発優先かという点で論議を呼んでいた。現状では、環境配慮という政府の姿勢が国際社会から歓迎される形になっているが、政府内部には開発推進派からの突き上げがあり(実際、コレア大統領自身は開発に前向きだが、環境保全派にイニシアティブを委ねているとの見方も強い)、外国石油会社からの要望も絡んでいる。中央政府の意向が国際的反響に直結する社会環境問題として、ITT 鉱区開発問題は政治経済学的分析を必要とするテーマだといえよう。

④原油余剰収益の支払い請求

2006年4月の炭化水素法改正で制定された原油余剰収益における国の取り分(前述)に関し、ペトロエクアドルは外国石油会社に対し、10月末日までとする支払い期限を通告した。未納の外国石油会社には、契約無効を含む強い態度で臨むとしたが、その後、シティ・オリエンテ(米系)が支払いを拒否して、国際投資紛争解決センターに仲裁を求めたが、政府側は同社の鉱区27

に対する権益失効手続きを検討し始めた。

⑤炭化水素法規則の一部改正

2007 年 10 月、コレア大統領は大統領令に署名し、石油価格が契約時に設定された価格(24 ドル/バレル)を上回り利益(超過収入)が生じた場合、国の取り分を 50%から 99%に引き上げ、残りの 1%を企業の取り分にする内容へと、炭化水素法規則の一部改正を行った(国の取り分は「少なくとも 50%」と定められ、50%以上いくらでも増やすことを容認できる表現となっているため、法改正は必要なく大統領令による)。

⑥外国石油会社との契約見直し交渉

コレア政権は発足当初より、外国石油会社との契約を見直し、開発鉱区で環境面を含めた規則違反が認められる場合には契約終了を通告することもあると表明していた。上記④および⑤を踏まえ、2007 年 12 月以降、エクアドル政府と外国石油会社(ペレンコ、ペトロブラス、レプソル YPF、アンデス・ペトロレウム、シティ・オリエンテ、カナダ・グランデなど)の間では契約更新に関わる交渉が開始され、2008 年 2 月現在も継続している。政府は、現行の参加契約を、国側により有利なサービス(供与)契約へと変更するように求めていると伝えられる。

この交渉に際して次のような問題が表面化してきた。すなわち、現在の油価高騰の状況では企業が国を離れることはないだろうとする強気のエクアドル政府に対し、レプソル YPF、アンデス・ペトロレウム等は、条件面で合意に至らなければ国際的な仲裁や提訴をも辞さない構えだと伝えられる。他方ペトロブラスについては、2007 年 10 月に鉱区 31 の石油開発に対して環境ライセンスが付与されていたものの(政府の対応は ITT 鉱区問題への姿勢に逆行するとして環境 NGO は批判)、2008 年 2 月には、同社による 2005 年の帝国石油への権益譲渡(鉱区 18 など)について政府検事総長が、権益失効を命じるとの表明を行ったのである。本件は 2006 年 5 月のオクシデンタルへの同様の

措置(前述)に類似するとみられ、今後の展開が注目されている。

⑦機構改革と石油政策の基本方針

2007 年 7 月には石油部門所轄官庁の機構改革が実施され、エネルギー鉱山省が担当していた電力および再生可能エネルギー部門が同省より切り離されて、電力・再生可能エネルギー省 (Ministerio de Electricidad y Energía Renovable) が創設された。同時に、旧エネルギー鉱山省が担当していた炭化水素部門および鉱山部門は、鉱山石油省 (Ministerio de Minas y Petróleos) が引き継ぐことになった。

鉱山石油省のホームページによれば、エクアドル政府の石油政策における基本目標は次の 4 点に置かれる。2 つ目は、エスメラルダスなどの製油所の製油能力向上を柱とする近代化計画であり、基金からの予算充当と対外的な技術協力要請も検討されている。

- 埋蔵量と生産量のバランスを 25 年間維持していく。
- 石油製品の輸入国である現状を変えて、その輸出国になることを目指す。
- 国内の石油産業を補強していく。
- 環境面で持続可能な発展を目指す。

4. エクアドルの石油産業の担い手

石油産業の担い手は、国営石油公社と民間石油会社に二分される。前者は現在、ペトロエクアドルと呼ばれる事業体である。後者の民間石油会社はほとんどが外国石油会社であり、民間だけでなく各国の国営企業を含むが、エクアドル政府による分類では総体として民間に位置づけられる。

(1) CEPE／ペトロエクアドル

1972 年に設立された CEPE (エクアドル石油公社) は、1989 年にペトロエクアドルに機構改革された。持株会社となり、3 つの子会社であるペトロプ

ロドゥクシオン（探鉱・生産部門；その後、別の子会社であるペトロアマソナスを吸収合併）、ペトロインドゥストリアル（工業化部門）、およびペトロコメルシアル（輸送部門）を統括している。

当初テキサコ等とのコンソーシアムを組んでいた CEPE は、次第に株式比率を増やし、1992 年にはテキサコの撤退により、単独操業に移行した。

アマゾン地域では、かつて操業していたエンカナ(ENCANA、カナダ系)の撤退で売却された鉱区 14 および鉱区 17 を、現在はペトロオリエンタルが管轄する。

ペトロエクアドルは従来から投資不足の問題を抱え、同社による原油生産量は 1987 年のピーク時以降は年 5%ほどの割合で減少を続けており、事業計画でもインセンティブ導入の必要性が強調されている。

(2)外国石油会社

テキサコは 1992 年 6 月に撤退したが、後述するように、その後も社会環境問題をめぐる訴訟をアマゾン地域住民との間に抱えている。エクアドル政府と外国石油会社の間には、2007 年現在、17 の参加契約と 5 つのサービス(供与)契約が発効しており、他の形態の契約も存在する。海岸部およびアマゾン地域における鉱区（油田ブロック）の番号順に、外国石油会社とその鉱区の概要をまとめれば、次のとおりである(前掲の図 1 参照)。

なお、鉱区番号がとんでいる部分は、現在は契約対象外となっている鉱区や、かつて民間石油会社によって運営されていたが、その後ペトロエクアドルの管轄下に移管された鉱区などに相当するが、エクアドル政府関係者によれば、明確な形で通し番号順になっている訳ではないとのことである。実際、タラポア油田(アンデス・ペトロレウム管轄)、パロ・アスール油田(ペトロブラス管轄)、ITT 油田(後述)のように、比較的名が知られる油田の中にも、番号が付されずに固有名で呼称される鉱区がいくつも存在している。

<海岸部の鉱区>

- 鉱区 1 カナダ・グランデ (Canadá Grande) [韓国系]
海岸部のサンタエレナ半島沖。日産 135 バレル。
鉱区 3 EDC Ecuador [米系] 海岸部南部の海上。

<アマゾン地域の鉱区>

- 鉱区 7 および鉱区 21 ペレンコ (Perenco) [仏系]
鉱区 10 アジップ・オイル [イタリア国営] 日産 3 万 8944 バレル。
鉱区 11 CNPC International (Amazon) : [中国系] 2005 年進出した国営会社。日産 365 バレル。
鉱区 14 ペトロオリエンタルによる管轄 (前述)。
鉱区 16 レプソル YPF [スペイン系] 日産 3 万 3595 バレル。
鉱区 17 ペトロオリエンタルによる管轄 (前述)。
鉱区 18 Ecuador TLC (ペトロブラスの子会社) 日産 301 バレル。
鉱区 23 CGC (Compañía General de Combustibles) [アルゼンチン系] サラヤク共同体と社会紛争を抱える (後述)。
鉱区 24 バーリントン・リソーシーズ (Burlington Resources) [米系] 地域共同体との社会紛争を抱える (後述)。
鉱区 27 シティ・オリエンテ (City Oriente) [米系] 日産 1527 バレル。脱税問題を抱える。
鉱区 28 Tripetrol [エクアドル系]
鉱区 31 ペトロブラス (Petrobras) [ブラジル国営] この鉱区はヤスニ国立公園内での操業だとして、環境保全の観点から問題視され、2005 年 7 月にエクアドル環境省によって操業停止の処分を受けている (後述)。

中国の石油会社によるエクアドルへの参入は国際的に注目された。アンデス石油 (CNPC と SINOPEC のジョイントベンチャー) は、2005 年にカナダ系のエンカナから鉱区およびパイプライン資産を買収した。このように、エクアドルは太平洋に面する産油国であることから、アジア市場との連結の可能性が有利な条件ともなっている。この点は日本企業にとっても魅力のひとつであろう。2005 年には帝国石油がペトロブラスからエクアドルにおける権益の一部 (鉱区 18 および鉱区 31 のそれぞれ 40% ずつ) を取得している。日本企業

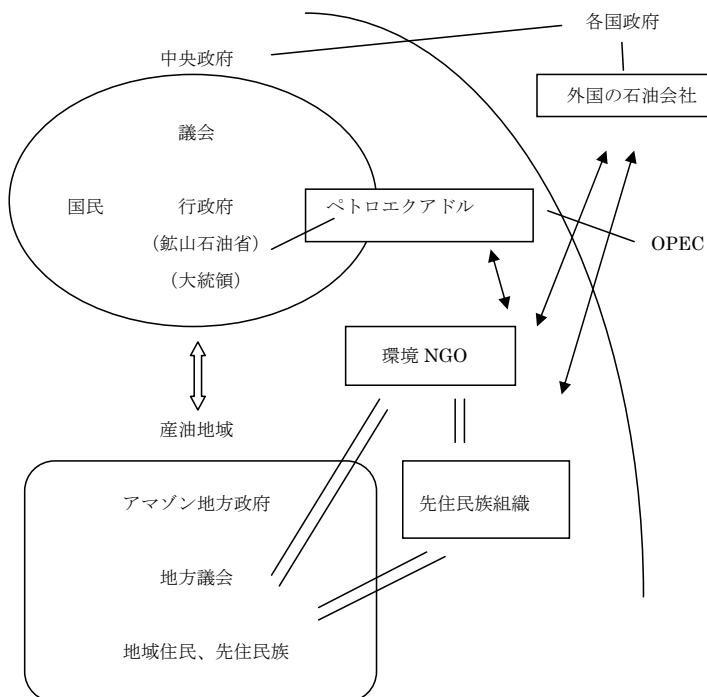
としては初めての本格的な石油開発事業への参入である。

上記一覧には鉱区として明記されていないが、かつて契約を有していたオクシデンタルの鉱区 15 は、エンカナへの権益譲渡に関わる不透明さから、契約期間の満了を理由に、2005 年 8 月エクアドル政府によって接收され、ペトロエクアドルに移管された。本件は国際問題として注目を集めた（後述）。

5. 石油産業・パフォーマンスに影響を与える要因

エクアドルの石油産業や石油政策に影響を与える内外の諸要因としては、次のような点をあげることができる（図 4 を参照）。

図 4 石油産業・石油政策の動向に影響を与える内外の諸要因



（出所）筆者作成。

(1) 政治と国家組織

ラテンアメリカ諸国の政治変動に照らすと、1979 年の民政復帰以降から 30 年弱のエクアドルでは、いまだに政治的不安定性の問題が解消されていない。とくに 1997 年からの 10 年間には政治危機が加速し、3 つの政権の崩壊を含め大統領の交代が相つぐ事態となった。それは行政府だけでなく、立法府と司法府の機能不全をともなう全体的な危機状態であり、社会経済の構造的問題とも絡んで、エクアドルのカントリー・リスクを高めている。

また同時に、政府の石油政策において資源ナショナリズムによる民族主義色が強まる傾向が繰り返されており、こうした全般的な状況の中で、石油産業にも政策の一貫性のなさ、財政および投資面での不足、外国資本への規制強化などのマイナス要因をもたらしている。

(2) 経済状況と外交

エクアドル経済は典型的なモノカルチャー型構造である。バナナ、カカオ、コーヒーなどの熱帯農産物は、石油輸出開始(1972 年)以前はもちろん、その後も現在まで主要な輸出品であり続けており、とくにバナナは石油に次ぐ位置を占める。1990 年代以降は、養殖エビや生花の輸出も伸び、主要な輸出品に成長している。このように一次産品輸出への依存度は高いが、その中で石油は、国家による直接管理の対象となる基幹部門であり、雇用吸収力はさほど大きくないものの、輸出収入や税金などを通じて国家財政を支える。実際、石油収入は全輸出額の 4-6 割程度、財政収入の 3-5 割程度を担い、国内総生産の 5%前後を占める。

対外債務の増大が経済に対する大きな負担になっており、これは石油部門とも密接に関係する。2006 年に政府歳入の 38%は対外債務返済に向けられており、社会支出全体への割当は 22%にとどまった。また石油収入の多くの部分が対外債務の支払いに充当されてきた。前述の FEIREP は余剰石油収入(予算作成時における石油価格の予想を上回った分の石油収入)の一部を対外債務返済にまわすことを目的に、国際金融機関の後押しで創設された基金であ

る。2005 年にはその FEIREP が SEREPS に改定されて、社会投資の割合が増やされている。

また 2000 年の通貨のドル化を境にエクアドル経済はドル経済の性格を持つようになったが、2002 年以降の国際石油価格の高騰による石油収入の増大が、そのドル経済を支えている面がある。

外交面では、小規模産油国であるエクアドルにとって、OPEC や他の産油国との関係は欠かせず、1973～92 年は OPEC に加盟して産油諸国と緊密な関係を有してきた。前述のように、その後、抛出金や生産枠が負担との理由から 1993 年に同機構を脱退したが、2007 年 12 月にはコレア政権の下で再加盟を果たしている。そして近年では、OPEC 復帰の橋渡し役となったベネズエラをはじめとするラテンアメリカ域内諸国との間で、二国間および多国間のエネルギー協力関係を推進している。今後とも、石油やエネルギー分野での国際的連帯の進展が注目される。

(3) アマゾン地域住民による抗議行動

2005 年 8 月、アマゾン地域の油田地域に当たるオレリャナ(Orellana)、スクンビオス(Sucumbios)両県で、公平な利益配分、地元住民の雇用拡大と賃上げ、プロジェクトやインフラ整備に対する資金協力などを求めて、外国石油会社に対する地域住民の抗議行動が発生した。生産施設への侵入、パイプラインへの破壊行為、送電線の切断、道路封鎖などを行ったため、原油生産の一時的減少が引き起こされ、政府は非常事態を宣言した。抗議行動の実行委員会、政府、石油会社の三者間で協議がもたれ、石油会社が政府に支払う所得税のうち 16%をアマゾンの地元政府に支払い、道路舗装や地元住民の雇用促進などを行うことで合意が成立した。半月ほどで事態が収拾して石油の生産と輸出に大きな影響はなかったが、国の国際的イメージが低下し、政府が見込んでいた外国投資の誘致や国際鉱区入札の実施にとって大きなマイナス要因となった。

続いて 2007 年 11 月に再びオレリャナ県で、雇用やインフラ整備、環境問

題改善を求める地域住民の抗議行動が再燃し、原油生産の一時的減少を招いた。政府は非常事態宣言を発して、事態の沈静化をはかった。

このような「地方の反乱・爆発」ともいうべき状況は、ラテンアメリカ全体の動向を受けてエクアドルでも進展する地方分権化や地方自治要求の動きと連動している。1997年に地方分権化法が制定され、その一環として、いわゆる15%法(中央政府の経常収入の15%を地方政府へ委譲すべき旨を規定)が定められてから現在までに、国内各地や主要都市(とくにグアヤキル市)からの自治要求が高まってきた。そうした国内状況を背景として、産油地域が集中するアマゾン地域の住民や自治体が、中央政府や外国石油会社に対して雇用・サービス面やインフラ整備での配慮や直接的な収益還元を権利として求める動きが活発化したのである。時に過激な行動をとまなうのは、内外の注目を集めて交渉を有利に運ぼうという意図からであろうが、逆効果を生み出している場合も少なくない。

(4) 先住民族をめぐる社会環境問題

上記(3)と関連し、産油地域を抱えるアマゾンでは、先住民族を中心とする地域住民が、長年にわたって流出原油による環境および人的な被害を受けてきた。とくに米国のテキサコ(現シェブロン・テキサコ)による環境被害(および社会的被害)の問題については、先住民族を中心とするアマゾン地域住民が原告となって裁判を起こし、国際的にも注目を集めた。実際、1993年に米国ニューヨークの法定で国際裁判が開始されたが、2002年にはエクアドル国内の法定に場を移して、係争が継続してきた。

また、先住民族サラヤク(Sarayacu)の共同体住民は、鉱区23の開発が生活領域を脅かしているとして、1996年にエクアドル政府と鉱区契約を結んだアルゼンチン系石油会社CGCに対して、抗議行動を展開してきた。

また、石油産業による生活環境および生態環境の変化として、道路建設やそれに伴う森林伐採などの問題が深刻化してきたという指摘もある。

これら一連の動きの背景には、エクアドル内外における先住民族運動のグ

ローバルなネットワークとの連携や、人権・環境問題に関わる国際 NGO からの強力な支援が存在する。それは人的交流や情報交換、戦略策定や資金協力の多面におよぶ絆であり、国家や外国石油会社に対する先住民族組織の交渉力を向上させる大きな要因になってきた。世界的な人権意識と環境問題への関心の高まりも指摘できよう。その一例として、アマゾンの石油開発をめぐる社会環境問題については、エクアドルの環境 NGO であるアクション・エコロヒカ (Acción Ecológica、急進的な姿勢が強く、オイルウォッチ (Oil Watch) という国際ネットワークも組織する) や先住民族組織のホームページに詳細な関連情報が掲載され、ネット空間も国際的アピールの場としての役割を果たしている。

6. エクアドルの石油産業に関する先行研究

(1) 新木秀和 [1993] 「エクアドルにおける民族主義的石油政策の形成と展開」『イベロアメリカ研究』XI-1 (上智大学イベロアメリカ研究所)。

エクアドル石油産業の発展過程や政府の政策の流れなどを、資源ナショナリズム (民族主義) の発現という観点から分析した論文。1970 年代の軍政期と 1980 年代以降の民政期を貫く政治経済的文脈に照らして、石油政策の論理と実践が変質していった状況をたどり、1990 年代初頭までの状況を扱う。

(2) Fontaine, Guillaume [2003a] *El Precio del petróleo: Conflictos socio-ambientales y gobernabilidad en la región amazónica*. Quito: FLACSO, IFEA.

アマゾン地域における石油産業の影響を社会環境紛争とガバナビリティの観点から分析した研究書。グローバリゼーションとエスニシティ、および社会環境紛争の処理の諸様式、の 2 部から構成され、経済発展と社会発展の調和をはかる開発モデルの再検討を通じて、グローバル・ガバナンスの諸条件を再考する。エクアドル領とともにコロンビア領も対象として、石油開発を

めぐる先住民族運動や環境運動のグローバルな展開を詳細に分析している。

(3)Fontaine, Guillaume ed. [2003-6] *Petróleo y desarrollo sostenible en Ecuador: 1, 2, 3*. Quito: FLACSO, GPA Petroecuador.

石油と持続的発展の関係を、多数の専門家(研究者、実務家、技術者、先住民族運動家、環境運動家など)の参加により多角的に論じている。FLACSO エクアドル支部における研究プロジェクトの一環として実施されたフォーラムやセミナーでの報告を中心に編集された。全三巻で、それぞれの副題は第1巻：ゲームのルール、第2巻：賭け事、第3巻：利益と損失、である。

(4)Gordillo García, Ramiro [2003] *¿El oro del diablo? Ecuador: historia del petróleo*. Quito: Corporación Editora Nacional.

文庫本サイズながら、エクアドルにおける石油および石油産業の通史と現代的意味を分析し、簡便にまとめている。内容構成は、植民地期から1971年まで、石油ブーム(1972～79年)、民主主義と石油(1980-2002年)、および石油プランの提唱の4部からなる。著者は石油問題の専門家であり、1989-99年間にはペトロエクアドル総裁も務めた。

(5)Sawyer, Suzana [2004] *Crude Chronicles: Indigenous Politics, Multinational Oil, and Neoliberalism in Ecuador*. Durham and London: Duke University Press.

アマゾン地域の先住民族(運動)と石油開発の関係について、米国石油資本やエクアドル国家の新自由主義的政策に対抗する地元住民や社会運動の視点を加味しつつ、エスノグラフィ的視点を交えて分析した研究書。石油開発をめぐるローカル、ナショナル、グローバルの関係性が活写されている。

7. エクアドルの石油産業に関する情報源

(1) エクアドル政府

Ministerio de Minas y Petróleo, Ecuador (鉱山石油省)

(<http://www.minasypetroleos.gov.ec/>)

Petroecuador (ペトロエクアドル)

(<http://www.petroecuador.com.ec/>)

Banco Central del Ecuador (中央銀行), *Información estadística mensual*,

(<http://www.bce.fin.ec/>)

Ministerio de Economía y Finanzas, Ecuador (経済財務省)

(<http://www.mef.gov.ec/>)

MICIP (貿易省)

(<http://www.micip.gov.ec/>)

(2) 外国石油会社

Oxy (Occidental Petroleum Corporation)

(<http://www.oxy.com/>)

Repsol YPF

(<http://www.repsolypf.com/>)

Perenco

(http://www.perenco.com/_OPERATIONS/ecuador.php)

Agip Ecuador S. A.

(<http://www.agip.com.ec/>)

(3) 石油関連情報源

テキサコをめぐる社会環境問題

(<http://www.texaco.com/sitelets/ecuador/es/history/chronologyofevent.s.aspx>)

(<http://www.oxfammerica.org.-es/noticias/noticias/texaco/petrolero.en.ecuador/>)

(<http://www.texacotoxico.org/>)

ヤスニ公園と石油問題 (Anazonia por la vida)

(<http://www.amazoniaporlavida.org/es/index.php>)

サラヤク共同体による石油会社との問題

<http://www.sarayacu.com/>)

(4) 地域的な石油関連情報源

Latin petroleum

(<http://www.latinpetroleum.com/>)

ARPEL (ラテンアメリカ・カリブ石油・天然ガス企業地域連合)

(<http://www.arpel.org/home/>)

OLADE (ラテンアメリカ・エネルギー機構)

(<http://www.olade.org.ex/>)

おわりに

本章では、エクアドルの石油産業に関する基礎情報等を整理した。それにより、1970年代から30余年を経て、従来からのアクターである政府と外国石油会社だけでなく、油田地域の地元住民もまた新たなアクターとして登場し、これらの全体状況が相互に影響し合っていることを概観することができた。現在は、資源ナショナリズムを前面に掲げるコレア政権の登場で、石油産業にもいくつかの新たな側面が見え始めており、小規模産油国ながらエクアドルの動向からも目が離せない状況である。

最後に、本件研究会における2年目の調査研究課題として、エクアドルの石油産業が抱える課題を指摘しておきたい。まず、本報告で概観してきた経緯を踏まえ、コレア現政権による石油政策の現状と展望について具体的に分析することが必要である。とくに、民族主義的な石油政策の具体像を理解するために、内政と外交をともに見すえながら政府と外国石油会社の関係などに焦点を当てていくべきであろう。

もう1つの課題は、産油地域の住民とりわけ先住民族と政府、石油会社間

の社会環境問題に着目し、その諸問題を構造的に分析することである。この作業を通じて、石油産業を取り巻く諸アクターの相互関係や同産業の社会文化的影響などを明らかにできれば、＜中央 対 地方＞という本研究会の分析視角に資するばかりか、石油産業をめぐるローカル、ナショナル、グローバルの三層関係を整理するための有効な視点を得ることも期待されよう。この点も今後分析を進めていきたい。言い換えれば、エクアドルの石油産業において世界的に注目される点は、社会環境問題との大きなかかわりである。石油産業をめぐる社会環境紛争（los conflictos socioambientales）と総称される問題群の存在が、次第に重要性を増しており、国家も石油会社もそうした状況に対処していくことが不可欠になっている。

参考文献

＜日本語文献＞

- 新木秀和 [1993] 「エクアドルにおける民族主義的石油政策の形成と展開」
『イベロアメリカ研究』XI-1（上智大学イベロアメリカ研究所）
千代勇一 [2006] 「開発のなかのアマゾン—石油開発と先住民社会の変容」
（新木秀和編『エクアドルを知るための 60 章』明石書店）

＜外国語文献＞

- Acción Ecológica [1995] *Marea negra en la Amazonia: conflictos socioambientales vinculadas a la actividad petrolera en el Ecuador*, Quito: Abya-Yala.
Acosta, Alberto et. Al.. [1986] *Ecuador: petróleo y crisis económica*, Quito: ILDIS.

- Acosta, Alberto, Vjekoslav Darlic y Guillermo Granja [1989] *Estadísticas energéticas del Ecuador*, Quito: ILDIS.
- Aráuz, Luis [1990] *Frente a nuestra realidad petrolera*, Quito: Artes Gráficas.
- Bocco, Arnald M. [1987] *Auge petrolero, modernización y subdesarrollo*, Quito: Corporación Editora Nacional, FLACSO.
- Fontaine, Guillaume [2003a] *El Precio del petróleo: Conflictos socio-ambientales y gobernabilidad en la región amazónica*, Quito: FLACSO, IFEA.
- Fontaine, Guillaume ed. [2003b] *Petróleo y desarrollo sostenible en Ecuador: 1. Las reglas de juego*, Quito: FLACSO, GPA Petroecuador.
- Fontaine, Guillaume ed. [2004] *Petróleo y desarrollo sostenible en Ecuador: 2 Las apuestas*, FLACSO, GPA Petroecuador.
- Fontaine, Guillaume ed. [2006] *Petróleo y desarrollo sostenible en Ecuador: 3: Las ganancias y pérdidas*, FLACSO, GPA Petroecuador.
- Gerlach, Allen [2002] *Indians, Oil, and Politics: A Recent History of Ecuador*, Wilmington-Delaware: Scholarly Resources Inc.
- Gordillo García, Ramiro [2003] *¿El oro del diablo? Ecuador: historia del petróleo*, Quito: Corporación Editora Nacional.
- Kimerling, Judith [2006] *¿Modelo o mito?: Tecnología de punta y normas internacionales en los campos petroleros de la Occidental*, Quito: Abya-Yala, FLACSO.
- Korovkin, Tanya [2002] "In Search of Dialogue: Oil Companies and Indigenous Peoples of the Ecuadorian Amazon," *Canadian Journal of Development Studies*, 23 (4), pp.633-663.
- Martínez, Esperanza ed. [2000] *Ecuador post petrolero*, Quito: Acción Ecológica, ILIDS.
- Martz, John D. [1987] *Politics and Petroleum in Ecuador*, New Jersey: Transaction Books.
- Petroecuador [2007] *Informe estadístico 1972-2006*, Quito: Petroecuador -República del Ecuador.
- Sawyer, Suzana [2004] *Crude Chronicles: Indigenous Politics, Multinational Oil, and Neoliberalism in Ecuador*, Durham and London: Duke University Press.
- Zevallos, José [1981] *El estado ecuatoriano y las transnacionales petroleras: Ocho años de alianza y conflicto 1972-1979*, Quito:

CEDIME.

<ウェブページ>

Banco Central del Ecuador (中央銀行), *Información estadística mensual*,
(<http://www.bce.fin.ec/>)

Ministerio de Economía y Finanzas, Ecaudor (経済財務省)
(<http://www.mef.gov.ec/>)

MICIP (貿易省)
(<http://www.micip.gov.ec/>)

Ministerio de Minas y Petróleo, Ecuador (鉱山石油省)
(<http://www.minasypetroleos.gov.ec/>)

Petroecuador (ペトロエクアドル)
(<http://www.petroecuador.com.ec/>)

Latin petroleum
(<http://www.latinpetroleum.com/>)

ARPEL (ラテンアメリカ・カリブ石油・天然ガス企業地域連合)
(<http://www.arpel.org/home/>)

OLADE (ラテンアメリカ・エネルギー機構)
(<http://www.olade.org.ex/>)

Observatorio Socioambiental-FLACSO Ecuador
(<http://osaflacso.blogspot.com/>)

British Petroleum, BP *Statistical Review of World Energy*
(<http://www.bp.com/>)

Petroleum world
(<http://www.petroleumworld.com/>)

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)「石油・天然ガス資源情報」
(<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/>)

日本貿易振興機構(JETRO)海外調査部「エクアドルの炭化水素資源に関する法

制度調査報告書(2006 年 11 月)」、および「中国などの南米における資源エネルギー・食糧確保の動向と影響(2006 年 3 月)」
(<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>)

調査研究報告書
地域研究センター 2007-Ⅳ-16
「発展途上国における石油産業の政治経済学的分析」研究会

2008年3月31日発行
発行所 独立行政法人 日本貿易振興機構
アジア経済研究所
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2
電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載などを禁じます。
